

第 17 章 会員

A. 種別

1. 名誉会員

- a. 名誉会員の合計数は、クラブの正会員の合計数の 5%を超えてはならない。端数は一人分として追加することができる。
- b. 名誉会員の最低年齢は、30 歳とする。

2. 終身会員

- a. 終身会員申込書は、会員の資格が国際本部で確認された上で、承認される。
- b. 1980 年 7 月 1 日以後に認められた終身会員には、銀のカードの外に無料でタブが交付される。追加タブは購入できる。
- c. 正当な理由に基づいて、理事会は終身会員の資格を無効にすることができる。

3. ライオンズクラブの会員は次のように分類される。

- a. **正会員**：クラブ、地区、または国際協会の役職に立候補する資格（ただし資格要件を満たしている場合）と、会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- b. **不在会員**：クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は 6 か月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければなら

ない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- c. **名誉会員**：そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。
- d. **優待会員**：15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- e. **終身会員**：20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

(1) 所属クラブが協会に推薦、

(2) 今後の国際会費全額の代わりに US\$650 もしくは現地通貨による US\$650 相当額を所属クラブが納入、及び

クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。

終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。

この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- f. **準会員**：他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことができないし、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から国際会費及び地区（単一、準、暫定、及び/又は複合）会費を徴収することはできない。ただし、クラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

- g. **賛助会員**：現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

別紙 A

会員種別表

種別	会費即時支払 (クラブ、地区、 国際)	クラブ活動参加	良い印象を与え る言動	クラブ、地区又 は国際の役職へ の立候補資格	投票権	地区又は国際の 大会の代議員
正会員	必要	必要	必要	有	有	有
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
準会員	クラブ会費のみ支 払う	可能な時	必要	無	地区大会（第 一クラブ） クラブ事項（第 1及び第2クラ ブ）	無
名誉会員	必要なし クラブ が国際及び地区 の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	無
終身会員	クラブ及び地区の 会費を払い、国際 会費は払わない	可能な時	必要	正会員の義務を 果たしていれば 有	正会員の義務を 果たしていれば 有	正会員の義務を 果たしていれば有
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	有

B. 家族会員プログラム及び家族会費に関する規定

1. 「家族会員プログラム」は、招請された家族に対し、以下の条件及び規定に従って、家族向け特別割引料金によるライオンズクラブへの入会機会を提供する。本プログラムは、以下に説明される規定及び規則に従うことを条件に、家族員を自らが所属するクラブに入会させたいと願う既存会員、並びに地域社会への奉仕活動をその地域におけるより多くの家族の参加をもって拡大させたいと願うクラブ向けに企画されたものである。
2. 本プログラムの目的上、「家族」としての適格性の定義は次の通りとする。家族には、血縁関係、婚姻関係または法律上の他の縁戚関係による同一世帯に住む家族全員が含まれる。一般的な世帯家族（会員）には、親、子、配偶者、おじ、おば、従兄弟、祖父母、義理の親や兄弟、その他法律上の扶養家族が含まれる。
3. 家族会員プログラムの対象となるのは、(1) ライオンズへの入会資格があり、(2) 同じクラブに在籍しているか、入会しようとしており、かつ(3) 同一世帯に居住する家族である。新規の家族会員は招請を受け、入会しようとするクラブの理事会によって承認されなければならない。家族会員プログラムは一世帯につき有資格の家族員 5 人までに適用されるが、新クラブについては、通常額の会費を支払う会員が最低 10 人いなければならない。大学在学中又は兵役に就いている 26 歳未満の成人の会員に対しては、同居に関する条件は適用されない
4. 一人目の家族会員（世帯主）は通常額の国際会費（ならびにクラブ、地区、又は複合地区が請求する一切の会費）を支払い、最高 4 人までの有資格の家族会員は会費の半額を支払う。終身会員は、通常額を支払った一人目の会員と見なされる。各家族会員は、1 回限りの入会費を支払い、すべての権利と特権を有する正会員である。世帯主と指定された会員は他の会費割引プログラムを受ける資格をもたない。
5. 家族会員向け会費の適用を受けるためには、既存会員が家族会員として有資格であることを証明し、5 月 31 日及び 11 月 30 日の各期日までに報告しなければならず、これによって家族会員には割引額による会費が次回請求分以降適用されることになる。家族会員プログラム適用の条件を満たす最高 4 人までの家族会員に対しては、規定の国際会費の半額を支払うことが義務付けられる。新規の家族会員をライオンズクラブ国際協会に報告するクラブ役員は、家族関係並びに居住地について証明を行わなければならない。紙の月例会員報告書

を使用するクラブは、「家族証明用書式」を、当該新会員を記載した月例会員報告書提出時に同時に提出する。ライオンズクラブ国際協会は、新会員登録後に家族証明を行ったクラブに対する会費の割戻しは行わない。そのような場合、家族会費は次回の半期会費請求分より適用される。

6. 新規結成クラブの場合、家族証明は、会員がクラブに加えられるときに MyLCI を通じてオンラインで、あるいは「チャーターメンバー報告書」上で行われなければならない。家族会員プログラムの下に新クラブが結成される場合には、通常の会費を支払う会員が最低 10 人必要となる。
7. 国際会則に基づき、正式会員となることができるのは成年に達している者に限られる。したがって、未成年者は正会員になる資格を持たず、会員名簿に加えることはできない。そのような場合、クラブはこれらの未成年家族員のために必要に応じてレオクラブをスポンサーするか、カブクラブを結成することが推奨される。
8. 家族会費の適用を受けるためにクラブへの入会日付を改ざんしたクラブに対しては、本割引は適用されない。
9. 同居及びその他の条件を満たしていることを証明するには、クラブ幹事は、対象となる家族毎に証明を行うと共に、当該家族員の適格性の可否の確認に用いた証拠書類の種類を明示する証明記号を報告しなければならない。プログラム適用の申請はオンラインで行われなければならない。紙面による月例会員報告書を使用して会員報告を行っているクラブは、紙面による書式を提出する。
10. 1 カ月に 10 人を上回る家族会員を追加したクラブは、当該会員が家族会員として適格であることを証明する追加の書類をライオンズクラブ国際協会に提出しなければならず、ライオンズクラブ国際協会が同書類の内容確認を終えるまで当該会員はライオンズクラブ国際協会の会員記録には登録されない。
11. 「家族会員プログラム」を利用する家族に対しては、1 世帯につき「ライオン誌」が 1 冊送られる。
12. 家族会員は、クラブ代議員算出方式に関し「在籍 1 年と 1 日以上」の規定に準ずるものとする。

13. ライオンズクラブ国際協会により、「家族会員プログラム」を不正使用、もしくは代議員数の増加を目的に「家族会員プログラム」を不正に利用したと判断されたクラブは、かかる不正行為が発生したとされる時点に遡って、当該クラブの全家族会員に関して正規額の会費を支払わなければならない場合がある。さらに、ライオンズクラブ国際協会は、そのようなクラブに対し、かかる違反後 2 年間にわたり「家族会員プログラム」の下に家族会員を追加することを禁じる権利を有する。
14. 家族会員割引が、同一世帯に住んでいない家族（ただし、大学在学中、あるいは自国の兵役任務に就いている 26 歳未満の家族は例外）や家族でない者に適用されるなど、家族会員割引の不正使用や悪用があった場合には、徹底的な調査が行われる。

C. 学生会員及びレオ/ライオン移籍（レオ変換）プログラムならびにその会費に関する規定

1. 学生会員プログラムは、招請により、学生に「キャンパスクラブ」を含むあらゆるライオンズクラブに特別優待会費をもって入会する機会を提供するものである。本プログラムは、「キャンパス・ライオンズクラブ」に加え、より多数の地元学生を迎え入れることで人道的奉仕活動の拡大を目指すクラブを対象に、以下の規定及び規則の下に企画されている。
2. 学生会員プログラムは、居住地において法律上の成人年齢に達し、かつ 30 歳以下の学生であれば誰でも利用できる。
 - a. 本プログラムの目的上、「学生」としての適格性の定義は次の通りである。学生とは、教育機関に在籍する個人を指すものとする。新規の学生会員は招請され、クラブの理事会によって承認されなければならない。
 - b. キャンパスクラブ又は学生会員の数を受賞条件の対象として含むいかなる会員関連アワード・プログラムにおいても、滞納している会費及びその他納入金が支払われるまで、受賞のための要件が満たされたことにはならない。
3. 上記の 2 にて概略された資格を満たす学生会員は、規定の国際会費の半額の支払が義務付けられるが、入会金は全額免除される。学生がいったんこれらの資格を満たせば、その学生

には卒業、学生としての立場変更の通知、あるいは31歳到達のいずれかが発生するまで特別優待会費が適用されるものとする。さらに、地区及び複合地区は、必要に応じて、学生会員に対するそれぞれの会費の免除もしくは低減を考慮することが望ましい。有資格の学生会員はすべて、あらゆる権利と特権を備えた「正会員」である。

4. 学生会員は、教育機関での在籍及び年齢を証明する書類を提出しなければならない。地区ガバナー、ガイディング・ライオン、あるいはクラブ幹事は、各学生会員について、教育機関での在籍及び年齢の確認に自らが使用した参考書類を明記した「学生会員証明書」の記入を完了するか、MyLCIを使って情報を提出するものとする。
5. 「キャンパス・ライオンズクラブ」の場合、学生会員には、通常の学校日程に一致するよう、半期分会費請求額に対する修正期間の延長が認められる。「キャンパス・ライオンズクラブ」は、1月の会費請求分については3月31日まで、7月の会費請求分については9月30日までクラブ名簿を修正することができる。ライオンズクラブ国際協会は、上記期間内に修正したクラブ名簿を提出したクラブに対して請求金額の調整を行うものとする。
6. 「学生会員プログラム」を不正に使用したと判断されたクラブは、かかる不正行為が発生したとされる時点で遡って、当該クラブの全ての学生会員の会費を全額支払わなければならない場合がある。さらに国際協会は、そのようなクラブに対し、かかる違反後2年間にわたり「学生会員プログラム」の下に学生会員を追加することを禁じる権利を有するものとする。
7. レオ変換プログラムは、レオ卒業生がライオンへの移行を簡単に行えるようにするものである。レオクラブに少なくとも1年と1日 在籍しており、居住地において法律上の成人年齢に達し、かつ30歳以下の現レオ及び元レオは、規定の国際会費の半額の支払が義務付けられるが、入会金は全額免除される。当初のレオ変換の資格条件を満たした会員は、31歳に達するまで、引き続きレオ変換プログラムの適用対象となるものとする。
8. さらに、現レオ又は元レオのグループが志を共にする若年成人と新クラブを結成する場合、少なくとも10人の新クラブ会員がレオクラブに少なくとも1年と1日 在籍していた元レオ会員であることを条件に、居住地において法律上の成人年齢に達し、かつ30歳以下の新クラブ会員はすべて「レオ変換プログラム」の適用対象になるものとする。30歳を超えた会員はクラブの会員としての資格は有するが、「レオ変換プログラム」の適用対象とはならない。

9. レオライオンは「レオ奉仕完了認定証」およびレオクラブの会員であったことと年齢を証明する証拠書類を提出しなければならない。若年成人には年齢を証明する証拠書類の提出が義務付けられるものとする。地区ガバナー、ガイディング・ライオン、あるいはクラブ幹事は、各レオライオン及び若年成人会員について、年齢の確認に自らが使用した参考書類を明記した「レオ変換証明書」の記入を完了するものとする。
10. 新規のキャンパスクラブ、もしくは過半数が学生会員で結成されるクラブについては、学生会員プログラムの適用対象となる各チャーターメンバーは、チャーター時に学生会費を1年分前納しなければならない。かかる会費はチャーター申請書と共に納入されるものとする。
11. 既存会員がレオライオンとして記録を更新するためには、会員歴にレオまたは元レオとして登録されていなければならない。既存会員が元レオとして認定を受けるには、レオ変換証明書（LL-2）がライオンズクラブ国際協会に提出されなければならない。または MyLCI を使って情報が提出されなければならない。

D. 会員資格の継続

政治的事情が国に生じた場合、執行委員会の判断で、その国の会員が会員資格を継続して維持することを認めることができる。

E. 会費

1. 新入会員は、入会費として US\$35.00 を支払う。
2. レオ奉仕完了認定証を提示した、元レオ及び既存のレオクラブ会員の入会費は免除される。
3. レオ奉仕完了認定証を提示した、元レオ及び既存のレオクラブ会員のチャーター費は免除される。

F. 会員アワード・プログラム

キー賞プログラム

1. 2002年7月1日を発効日として、スポンサーした新会員が規定の条件を満たした場合、下記の通り、その新会員の合計数に応じたキー賞が贈られる。

会員 2 人キー 会員 100 人キー
会員 5 人キー 会員 150 人キー
会員 10 人キー 会員 200 人キー
会員 15 人キー 会員 250 人キー
会員 20 人キー 会員 300 人キー
会員 25 人キー 会員 350 人キー
会員 50 人キー 会員 400 人キー
会員 75 人キー 会員 450 人キー
会員 500 人キー

各キー賞は、理事会によって承認された規定のデザインとし、必要に応じて、受賞者がスポンサーした適切な新会員数が表示される。

キー賞は、ラペルピンとして着用できる。

会員 25 人キー・レベル以上の全てのキー賞には、デザインはキー賞と一致しているが、キー賞より大きいメダルが添えられる。このメダルは、リボンからぶら下がった形で着用する。

いかなるライオンズクラブも地区も、ライオンズクラブ国際協会の公式の会員キー賞に類似する賞を使ってはならない。

2. 条件

- a. 新会員が1年と1日在籍していなければ、キー賞受賞の資格を得るための記録に新会員の名前を使うことはできない。
- b. 新会員とスポンサーの氏名が、スポンサーの会員番号と所属クラブ番号と共に、MyLCIで報告されていなければならない。
- c. いかなるスポンサーも同一のキー賞を複数受賞することはできない。
- d. 転籍会員、再入会員はキー賞の対象として計算に入れることはできない。

- e. 新会員につき1人のスポンサーだけが、受賞の資格を持つ。
- f. スポンサー変更の要請は、新会員の入会日から90日以内に、ライオンズクラブ国際本部に提出されなければならない。
- g. キー賞は、新会員の所属クラブがグッドスタンディングである場合に交付される。

3. シェブロン

- a. チャーター・モナーク・シェブロン及びモナーク・マイルストーン・シェブロンが、下記在籍年数を記念して会員に毎年授与される。10、15、20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75の各在籍年数及びそれ以上の年数。
- b. ライオンズになる元ライオネスは、ライオネスの経歴をライオンズの記録の一部として維持することができる。その経歴は、プログラムが正式に承認された1975年にさかのぼることができる。ライオネスの経歴を維持するためには、ライオネス奉仕歴報告書（LP3）を使う。
- c. ライオンズになる元レオは、レオの経歴をライオンズの記録の一部として維持することができる。レオの経歴を維持するためには、レオ変換証明書（LL2）を使用する。

G. 報告

月例会員報告累計表には、各月末日現在の会員及びクラブの統計が表示され、6月30日現在の合計数も記載される。

H. 差別禁止方針

ライオンズクラブ国際協会は、差別禁止方針を支持する。ライオンズクラブ及び会員は、人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる状況によっても差別してはならない。この方針に反することは、ライオンズの会員及び/又はライオンズクラブとしてふさわしくない行動を取ったとみなされ、その結果、国際理事会が定める方針に従って、クラブが「ステータスクオ」処分及び/又は解散処分を受ける場合がある。